

優先交渉権を付与する企業等の選考基準

1 選考方法

(1) 応募資格等の審査

青梅市ネーミングライツの付与に関する指針（以下「指針」という。）第7項に規定する応募資格を満たしていることおよび募集要領に記載する「愛称の条件」を満たしていることを確認する。応募資格等を満たしていないと判断された場合は、失格とする。

(2) 総合評価

選考委員会の各委員は、応募資格等を満たしていると判断された応募者を対象として、次項の審査項目にもとづき、次のとおり総合評価を行うものとし、応募資格等を満たしている全ての応募者の順位を決定する。

ア 応募者が1者のみの場合は、各委員の点数を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を優先交渉権者とする。

イ 応募者が複数の場合は、各委員の点数を合算し、配点合計が6割以上の得点となった応募者のうち、合計得点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点候補者とする。合算した得点が同点の場合は、命名権料が最も高い応募者を優先交渉権者として選考する。

2 審査項目、審査のポイントおよび配点等

審査項目	審査のポイント	配点等
資格要件	指針の応募資格の項目を誓約書にて確認 ネーミングライツ・パートナーとして適当か	適否
経営状況	財務状況による経営の安定性	20
企業理念	企業概要、社会貢献等の実績	20
愛称案	市民に親しみやすく、わかりやすいものか 施設の設置目的やイメージと合っているか	20
命名権料	3(2)のとおり	40
合計点数		100

3 得点のつけ方

(1) 得点表（命名権料を除く）

評価	評価内容	得点率
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	標準的である	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

(2) 命名権料の得点

応募者中、命名権料が最高の者を1位として40点を付与し、2位以下は、その応募金額を1位の金額で除して算出した率を40点に乗じて得た点数を付与する。（少数点以下四捨五入）

なお、応募が1者のみの場合は、配点に0.6を乗じた24点を付与する。